

薬生水発0331第17号
令和5年3月31日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）長
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置された。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表が策定された。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間で集中改革期間と位置づけており、工程表中の各法令条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところ。

これを受けて、水道法（以下「法」という。）、水道法施行規則（以下「規則」という。）、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知）及び「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成19年3月30日付け健水発第0330006号厚生労働省健康局水道課長通知）における対応について、下記のとおり整理したため、周知する。

各都道府県においては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者への情報提供をお願いする。

なお、本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

(1) 目視規制について

○ 法第 17 条第 1 項について

水道事業者の職員が行う給水装置の検査の実施方法は、水の供給を受ける者の土地又は建物等に立ち入って検査する従前の手段のほか、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。

なお、立入検査の実施者は、立入検査の目的等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

○ 法第 39 条第 1 項及び法第 40 条第 8 項について

厚生労働省、都道府県の職員が行う立入検査の実施方法は、事務所又は水道施設のある場所等に立ち入って検査する従前の手段のほか、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。

○ 法第 17 条第 2 項及び法第 39 条第 4 項について

オンライン方式による立入検査を行う場合は、職員は身分を示す証票を携帯し、関係者に画面越しに提示するものとする。

(2) 定期検査・点検規制について

○ 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号水道課長通知) について

令和 5 年 3 月 31 日付け薬生水発 0331 第 13 号水道課長通知のとおり改正した。

○ 「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330006 号厚生労働省健康局水道課長通知) について

令和 5 年 3 月 31 日付け薬生水発 0331 第 13 号水道課長通知のとおり改正した。

(3) 往訪閲覧・縦覧規制について

○ 規則第 17 条の 5 について

水質検査の結果等の情報の提供に当たっては、デジタル技術の活用について明示されていないが、ホームページ等を利用することによるオンライン化が可能である。

なお、情報提供に当たっては、水道の需要者に対して入手しやすい方法を工夫し行うこと。

(参考)

○ 7 項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表 (別添)

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表 (水道法令関係抜粋)								
	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase
新規	425	水道法	厚生労働省	第17条第1項	需要者における水道事業者による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	426	水道法	厚生労働省	第17条第2項	需要者における水道事業者による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	427	水道法	厚生労働省	第20条の15第1項	登録水質検査機関における厚生労働大臣による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	428	水道法	厚生労働省	第20条の15第2項	登録水質検査機関における厚生労働大臣による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	429	水道法	厚生労働省	第25条の22第1項	指定試験機関における厚生労働大臣による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	430	水道法	厚生労働省	第25条の22第2項	指定試験機関における厚生労働大臣による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	431	水道法	厚生労働省	第39条第1項	水道事業者等における厚生労働大臣による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	432	水道法	厚生労働省	第39条第2項	専用水道における都道府県による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	433	水道法	厚生労働省	第39条第3項	簡易専用水道における都道府県による立入検査	目視規制	1-①	2
新規	434	水道法	厚生労働省	第39条第4項	立入検査における証明書の提示	目視規制	1-①	2
新規	435	水道法	厚生労働省	第40条第8項	災害その他非常の場合の水の緊急応援に関する水道事業者及び水道用水供給事業者における都道府県による立入検査	目視規制	1-①	2
別表 1	149	水道法施行規則	厚生労働省	第56条の4第2号ロ	簡易専用水道の定期的検査	定期検査	1-①	3
別表 1	150	水道法施行規則	厚生労働省	第56条の4第5号ト	簡易専用水道の定期的検査	定期検査	1-①	3
別表 2	54	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第2号	水道事業者等が行う定期的水質検査	定期検査	1-①	2
別表 2	55	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第4号ロ	水道事業者等が行う定期的水質検査	定期検査	1-①	2
別表 2	56	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第6号	水道事業者等が行う定期的水質検査	定期検査	1-①	2
新規	19	水道法施行規則	厚生労働省	第14条の2	水道技術管理者	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③
新規	220	水道法	厚生労働省	第20条の10第2項	登録水質検査機関に関する財務諸表等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3
新規	221	水道法施行規則	厚生労働省	第14条の10第2項	登録講習機関に関する財務諸表等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3
新規	222	水道法施行規則	厚生労働省	第17条の5	水道事業者等の水質検査結果等の公表	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3

※第6回デジタル臨時行政調査会

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/>

※一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方について

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/77bcb85a-52bb-4f82-b8d1-568b310b77a7/20220330_meeting_administrative_research_outline_01.pdf